

○条例案の概要

項目	概要
居室の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・定員：1名（多人数居室の禁止） ・面積：7.43㎡以上 ・地階に設けてはならない。 ・次のいずれかを満たさない居室（簡易個室）の禁止 <ol style="list-style-type: none"> 1 居室の扉は堅固なものとし、居室ごとに設ける。 2 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設ける。 3 居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・設けなければならない設備 <ol style="list-style-type: none"> 1 居室 2 炊事設備 3 洗面所 4 便所 5 浴室 6 洗濯室又は洗濯場
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数 入居者の数及び提供するサービスに応じた適当数とし、うち1名は施設長とする。 ・施設長の資格 <ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉主事である者 2 社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者 3 施設長資格認定講習会を修了している者 <p>※施設長を専任にしなければならないことは、社会福祉法第68条の6で新たに定められた。</p> ・施設長の責務 職員の管理、入退去に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。 ・職員の資格 できる限り社会福祉主事である者 ・職員の責務 入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行う。
利用者の状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等による状況把握を行う。
利用料等の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・受領することができる費用 <ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供に要する費用 2 居室使用料 3 共益費 4 光熱水費 5 日用品費 6 基本サービス費 7 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
入居申し込み者に対する説明、契約等	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対する説明事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程の概要（職員数、定員、サービス内容、利用料等） 2 職員の勤務体制

	<p>3 サービスの内容及び費用、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対する説明方法 文書を交付して説明を行うこと。 ・契約 <ul style="list-style-type: none"> 1 1年以内の契約とする。 2 文書による契約とする。 3 居室の利用に係る契約とそれ以外のサービス提供に係る契約をそれぞれで契約しなければならない。 3 解約に関する事項を定めること。 4 入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。 5 保証人を立てさせてはならない。
日常生活に係る金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者本人が行うことを原則とする。 ・金銭管理を行える者 金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭管理を希望する者。 ・金銭管理を行う条件 <ul style="list-style-type: none"> 1 成年後見制度などの金銭管理に係る制度をできる限り活用すること。 2 入居者に係る金銭及びそれに準ずるものであり、日常生活を営むために必要な金額に限る。 3 無料低額宿泊所が有する他の財産と区別すること。 4 入居者の意思を尊重すること。 5 入居に関する各契約とは別に、日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。 6 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行うこと。 7 入居者ごとに金銭等の収支状況を明らかにする帳簿を整理すること。 8 当該入居者が退去する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。 9 無料低額宿泊所は、金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について、管理規程を定めること。 10 管理規程を定め、又は変更したときは、市に届出を行うこと。 11 入居者と金銭管理に係る契約を締結した際には、福祉事務所に報告を行うこと。 12 金銭等の管理の状況について、市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えること。
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易個室、多人数居室については、3年以内に解消すること。 ・4.95㎡の居室を可とする条件 <ul style="list-style-type: none"> 1 条例施行前から無料低額宿泊所の事業の用に供しているもの 2 入居予定者に対し、あらかじめ7.43㎡を満たさない部屋であることを説明すること。 3 共用室を設けること。 4 改善計画を市に提出すること。

※ゴシック部分は、千葉市ガイドラインに記載あるもの。